

第42回全国隣保館長研修会 記念講演 2005.10.25～26 三重県伊勢市「県営サンプラザ」

地域における人権の向上を目指して

— 隣保館に期待すること —

講師：炭谷 茂氏 環境省事務次官

今日はこのような席にお招きをいただきまして、大変光栄に存じております。と申しますのは、2週間前に、徳島県で開催されました隣保館の研修会に、かねてからよく知っております赤川さんから、「是非、お越しく下さい」というお招きをいただきまして、隣保館の方々と意見交換をする機会がありました。私自身、大変勉強になりました。お聞きすれば、隣保館の方々、今大変苦勞をされていると、予算も減らされ、人員も減っている、中には館が閉鎖になるところもあるというような、大変苦しい状況になるということ、ざっくばらんに四国の方から教えていただきました。

でもそのような中であって、隣保館として何かこれから新しい道を見つけたいという心の高まりというものを、皆さん持っていらっしゃるということを感じまして、大変心強い思いがいたしました。そういうことに何かのお役に立てればということで、今日参った次第です。

私自身、1993（平成5）年から1995（平成7）年まで、旧総務庁の地域改善対策室長をさせていただいた時に、いろいろな隣保館を拝見させていただきました。当時の隣保館では大変印象深いものがあります。群馬県の粕川村には、木島さんという大変立派な館長さんがおられました。粕川村に伝統的に残っている「操り翁式三番」の人形浄瑠璃を上手く使って、文化活動をされていました。兵庫県の宝塚市の隣保館におじゃました時には、館長の谷添さんが地域の人達と手を取り合っただけで隣保館を活性化させるかということで、ご努力されている姿を今でもはっきりと覚えております。

このような伝統ある隣保館が、2週間前に徳島市でお伺いした時に、「いま大きな危機にある」ということを教えられ、今日、居ても立ってもいられない気持ちで参った次第でございます。

改めて言うまでもありませんが、隣保館というのは19世紀、英国のトインビーホールを出発点にした、まさに福祉の原点、ソーシャルワークの原点、セツルメント活動の原点であります。そして、その日本での一つの発露が隣保館だったはずですが、その隣保館、1,000館と記憶しておりましたが、もう1,000館を切ったというお話ですが、まさに福祉の原点、福祉の基地である隣保館がもっと活躍して欲しいと思います。

隣保館の運営要綱によりますと、「隣保館は人権と福祉の基地である」と書いています。そういう観点から、今日、私の隣保館に寄せる期待というものをお話しさせていただければありがたいと思います。

1 人権についての基本的な考え方

まず、人権とは何かという本質論を、まず簡単にお話しをさせていただきたいと思います。私は、人権というのは大きく言って、3つの本質を持っているというように思っています。

人権の本質

第1には、人権というのは個人の尊厳を大切にすることだと思っております。さらに分かり易く言えば、人に対して思いやりを持って接するということだと思っております。

第2には、単に、このようなことは人間のあいだの単なる関係というものではなく、憲法上、条約上定められたきっちりとした実定法上の権利であるということです。

第3には、憲法に定められ、国際的な条約に規定されているということであれば、あらゆる施策の上位にある優先されるものであるということだと思います。

この3つを人権においてしっかり押さえておくことが、必要だろうと思います。

2 留意しなければならないこと

しかし、最近の人権の状況を見ると、何かこのようなものに逆行するような動きがあるのではないかと、留意しなければならないことが、いくつかあるのではないかと考えております。

1つは、2003（平成14）年3月に地対財特法が失効いたしました。それによって、「同和対策はしなくてもいい」「同和対策はしてはいけない」「同和対策としてやるのではなくて、人権行政としてやるんだ」というような、誤った考え方が一般化しているのではないかと考えております。同和行政も人権行政の一環であることには変わりありません。

しかし、それが1つの言い訳になって、同和行政を含めた人権行政が、単なる表面的なものに終わっているのではないかとこのことを恐れるわけです。「人から何か言われるのは嫌だなあ」と、マスコミや議会から言われるのが嫌だから、人権行政の中で表面的な事業に終わっている。単に、12月になれば人権の講演会を開く、または、人権の標語を募集する「人を差別するのはやめましょう」「人権を大切にしましょう」というような、表面的なことに終わっていると言うことを恐れるわけです。

人権というのは、本来はこのような名義的、ノミナル（nominal：名目だけであるさま）なものではなくて、実体的なものです。実際の姿があるものです。そして、人権を考える場合は、個別的、具体的に捉えなければならない。今のように、日本の各地に広がっているような一般的な人権行政では、人権の本質は捉えられない。

あくまで、人権の発露というのは、例えば、福祉行政で言えば、障害者がいろいろな生活上の不自由を受けている、就職上の問題がある、そういうような個別的な形で現れてくる。被差別部落にしても同様だろうと思います。精神障害者についても適切な医療が受けられない。このような個別的に問題を捉えていかななくてはならないわけです。

また、人権というのは常に時代により変化、発展します。1789年（寛政元年）、人権宣言ができました。それによって人権が確立したというものではありません。常に時代によって、人権の確立に向かって努力をしていかななくてはならない。

世界の社会学を作った「オーグスト・コント」は、このように言っています。「人権宣言によって、人権ができたわけではなくて、人権というのは常に人民によって努力をし、獲得する努力をしていかななくてはならない。そして、人権は選択的になる。恣意的になりがちである」ということを言っております。正しい指摘だと思います。あの人権宣言も適用になったのは、フランス国内の男だけ。ましてや海外のフランスの植民地であるベトナムやアルジェリア等には、適用されない。恣意的な適用になってしまっている。だから人権というものは、常に発展する、そして、常に人権の向上のための国民の努力というものが求められているのではないかと考えています。

一方、隣保館というのは福祉の基地となっています。福祉の本質について簡単に申しますと、これも3点で考えています。

福祉の本質

第1は、福祉というのは、今日においては、単なる「慈善」や「ほどこし」ではなくて、まさに人権の一つとして、人権に基礎づけられるものとして捉えなければならない。

第2として、福祉というのは人々が人間らしい生活を行う、人間の尊厳が確保されるような人生を送る、というようなことのニーズに応じていく。ここがキーワードだと思いますが「あらゆるニーズを捉えていく」ということが本質だと思います。

第3は、福祉というのは、役所がしてくれるのを待つのではなくて、地域の住民が全員で参加をして、そして継続的に努力をしていくということが求められる。

ここまでお話ししていきますと、既に皆さんお気づきいただいているかと思いますが。人権と福祉というものは、その本質において非常に似ているわけです。

個人の尊厳を大切にすることも、また、常に努力をしていかななくてはならないものである。具体的なニーズを捉えていかななくてはならないものである。

本当に、福祉と人権というのは、表裏一体の関係にあるわけです。そのような意味において、隣保館は、まさに福祉と人権というものを求めるに相応しいところではないかと思っています。

3 日本の人権状況

今日、いろいろな人権問題があることを、協レジュメの方に沢山書かせていただきましたが、時間の制約上全てを申し上げることはできませんが、例えば、孤独死の問題。

いま日本の孤独死は、約3万人以上になっています。こういう問題に対して、人権問題としての捉え方がされているだろうか。福祉のサイドで何かアプローチされているであろうか。私は、何れの答えも消極的に考えざるを得ないのではないかと思います。

自殺者も、これも不思議に7年間連続3万人です。これに対しても、人権問題、福祉問題としても十分考えられていないのではないかと思います。

児童虐待、これも児童相談所への相談件数は、最近は何とやほり3万件です。不思議なことと全て「3万」となるわけですが、児童虐待の問題はようやく法律もできました。ようやく児童虐待についても福祉行政、また、人権行政の中から立ち上がりが見えますが、ますます児童虐待の内容は凶悪化してまいります。私は、「日本の児童虐待の動向と今後のあり方」という論文を書いたのが、1993（平成5）年の時でした。ちょうど、私自身が教えていたお茶の水大学の博士課程の学生と一緒に調べて、1993（平成5）年の時に児童虐待云々について警告をしましたが、それ以後、今日においてさらに児童虐待が凶悪化しているなと思っています。

子どもたちの状況も大変心配されます。不登校、閉じこもりという問題。最近、文科省が調査をしましたが、子どもが教師に暴行をはたらく。昨年度の小学校における教師への暴行件数は、これも3万件という状況です。

さらに、ホームレスの問題。地域社会から排除されている、これも3万人。

さらに、刑余者という問題を書かせていただきました。恐らく、刑余者と言っても言葉の中でピンと来る方は少ないのではないかと思います。辞書で引きますと、文語というようになっています。刑余者という言葉は、戦前よく使われた言葉だということでございます。適切な言葉がないので、刑余者という言葉を使わせていただきましたが、刑務所から退所した人たち、これも昨

年度の退所者は3万人です。その人たちを、地域社会が果たして迎え入れているか。むしろ、刑余者に対する排除の方向が強まっているのではないかというように思っています。

このように、いま日本にある人権問題、福祉問題についていろいろ見てみますと、気になることが10項目、20項目、30項目とすぐに浮かんできます。このようなことに対して、行政や実際に活動している人、研究者が、十分対応をしているかといえば、若干答えに自信を失ってまいります。少なくとも、このような問題に対して、問題だという意識が乏しいのではないかと思います。

4 これらの課題を捉える視点

—排除と孤立—

このような問題を見る目というのは、「排除や孤立」という目で見れば、問題が浮き彫りになってくるのではないかと思うのです。

これまで、私どもは、福祉問題というような目を見た場合、福祉の問題の場合は、貧しいとか障害があるとか、そういう目で問題を見てきました。戦前、昭和40年位の間では、貧しさと障害という目であれば福祉問題は捉えられました。

しかし、先ほど申しましたような問題に対しては、その軸だけではものは見えてこないわけです。やはり、ここで必要なのは新しい視点、それが「排除と孤立」という目ではないのかなというように思うようになりました。このような問題意識を持ちながら20年ほど経ちました。これは、私だけの考えかなあと、いろいろな社会福祉や人権の本を読んでも、なかなかそのような記述に出会いませんでした。

5 ソーシャル・インクルージョンの理念

イギリスでの出会い

2000（平成12）年1月に、英国政府からお招きをいただきました。「英国で英国の要人と社会福祉について話し合ってみないか」というお招きをいただきました。忙しい時ではありましたが行かせていただきました。英国政府の大臣や国会議員、ロンドンの幹部、そのような方々とごっくばらんに意見交換をさせていただきました。彼らに英国で2000（平成12）年当時、一番の問題になっていることは何かと尋ねた時に「これはホームレス、外国人、若者の失業、覚醒剤、そういうことが問題だ」と。そして、それらに共通する要因は、「地域社会からの排除である」と言うわけです。私が20年間、絶えず問題にしてきたことと同じようなことが、いま英国の中で最大の社会問題であると。従ってそれに取り組まなければならないということで、取り組んでいるということを知りました。そして、そのための政策として、「ソーシャル・インクルージョン」という政策をとっているというわけです。

私は、意を強くしました。日本では、このような問題というのは、いわばマイナーな問題。しかし、英国では、2000（平成12）年当時、ブレア政権になっていましたけれども、その当時の政権の最大の問題としてこれを取り上げています。そして、「ソーシャル・インクルージョン」

という政策を、英国のトップが、高齢者問題、障害者問題、少子化問題、そのようなものよりも社会政策としてトップに、「ソーシャル・インクルージョン」政策を取り上げているということ、英国の政界の人間は皆、口を揃えて話しをしてくれました。よく調べてみると、これは、イギリスで発祥したのではなくて、そもそもフランスで起こったということを知りました。

フランス・EUでの取り組み

フランスでは既に、1998（平成10）年に、「社会的排除防止法」という法律を作って対応しているという話を聞きました。イギリスやフランスだけではありません。同じ都市に、EUの閣僚の人間がリスボンに集まって、2010（平成22）年までに各国が「ソーシャル・インクルージョン」のための国内政策を作ろうということになりました。2010（平成22）年までに解決しようと。それまでEUの加盟国は全て、「ソーシャル・インクルージョン」に基づく政策を、国内計画を作らなければならないというようになったわけです。それほどヨーロッパ全体が、先ほど、私が申し上げた項目、社会からの排除、また、その裏返しとして孤立の問題、そういう問題がヨーロッパ全体を覆っている最大の問題というようになってきているわけです。EUの憲章もそのようなことで変えられました。「ソーシャル・インクルージョン政策を進めるんだ」ということが、EUの憲章の中に入ったわけです。

6 具体的取り組み

CANとの出会い

しかし、問題としては認識できたと思いますが、「具体的にどうすればいいのか」ということがわかりませんでした。2001（平成13）年の秋に、英国から「CAN」という団体を招きました。

「CAN」という団体が、この「ソーシャル・インクルージョン」の政策を具体的に実施している、というように聞いたからです。初め英国から4名招いたのですが、この人物たちは一流の人物でした。ブレア氏の側近だったわけですが、「これではお金も随分かかるなあ」と思い金策に困っていたのですが、有り難いことに、英国の官邸では、「この費用は全て英国の官邸が持つ」と言ってくれましたので、4名とも英国の費用で来てくれました。

この中心になっているが、「アンドリュー・モーソン」という人物だったのですが、彼は、「ブロムリー・バイ・ボウ」という英国で2番目のスラム街を立て直した人物です。かつては、50カ国から移民が集まり、失業率が30%を超え、犯罪・麻薬の取引、売春が行われている町でした。ある日、拳銃で亡くなった母子家庭の母親の事件を契機にして、自分たちで町を立て直そうという機運が起こりました。診療所をつくり、住宅をつくり、保育所をつくり、また、公園を整備する、そういう形で「ブロムリー・バイ・ボウ」は立ち直って行ったということです。

「ブロムリー・バイ・ボウ」の成功の秘密は、4つあったのではないかと思います。

第1は、社会起業家。これがキーワードの1つだろうと思います。社会的に良いことはするのだけれども、その手段としては、ビジネス的な手法でやっていくということ。

第2は、「あらゆるものを利用してやろう」というしたたかさ。彼は、例えば、皇室も利用する、政府の要人も利用する、企業にも協力を要請するという形で、あらゆるものを利用していく。

第3には、「あくまで法律があるからやるのではなくて、ニーズ本位にやっつけていこう」と。先

ほど、私が本質としてあげたものの1つです。「ニーズがあるから、それをやろう。法律があるから、やっていくわけではない」ということで進めます。

第4は、「住民が参加をしてやっていこう」。これも私が福祉の本質で上げた第3番目のことです。

この4つによって、英国で2番目のスラム街が立ち直ったわけです。その時、アンドリュー・モーソンが僕に言うわけです。「2012（平成24）年に、ここでオリンピックをするからね」と言うわけです。心の中では、「冗談だろう」と私は思いました。それがどうでしょうか、今年ロンドンオリンピックが決定されました。本命はパリだったはずですね。それが大逆転で、ロンドンに決まりました。その秘密は、この「ブルムリー・バイ・ボウ」が会場になると。そこには50カ国の移民が集まって貧しい生活をしていました。そこが立ち直ったんだと。そして、50カ国の出身国がすべてパリではなくて、ロンドンの投票に回る。その結果大逆転が起こったと伝えられています。

大阪西成でのまちづくり

このような大変素晴らしい「ソーシャル・インクルージョン」の成功事例を目にして、「何か自分でもできないのかなあ」というような気持ちで始めたのが、大阪市の釜ヶ崎でのまちづくり事業です。2002（平成14）年5月に、大阪市の釜ヶ崎をどのようにして立ち直らせればいいのかということで、「ブルムリー・バイ・ボウ」の「CAN」の手法を使ってできないのかなあということで、10人で集まりました。集まった時は開放的な組織にして、参加したい人はどなたでも参加していただこうと、そして、輪を広げていこうというようにしました。全く個人的な試みです。私の息子も参加させました。

するとどうでしょうか。口コミでどんどん人が集まってくれて、今では大体100位の人が会議に参加してくれるようになりました。石の上にも3年。2002（平成14）年5月から3年以上が経ちました。段々具体的にどんなことをしたらいいのかという具体的なプランができ上がってまいりました。今年度からいよいよ具体的な事業の実施に着手し始めました。

やはりポイントは2つあります。

1つ目は、仕事をいかに創っていくか。仕事の内容としては環境産業が良いのではないかと、農業が良いのではないかとということで、取り組んでいます。

2つ目は、やや取り組みが遅れておりますけれども住まいづくりです。ホームレスですから住まいが必要です。その住まいを造っていく。「仕事づくり」と「住まいづくり」、そういう形でいま実際に着手をしています。

刑余者に対する地域支援活動

その他、取り組んでいる問題として、先ほど上げました「刑余者」の問題です。刑務所から出てきた人の問題。これもなかなか地域社会が受け入れない、保護司さんが頑張っている、更生保護施設も頑張っている。しかし、地域とのつながりがないために、まず、仕事がなかなか見つからない、住まいが見つからない、生活の方法がわからない。刑務所の中で10年以上も過ごした場合、出てくると切符1つ買えないという訳です。買い方がわからない。そういうような生活の支援が必要なのではないかと。そのようなものがないために、いま刑務所にいる2/3は再犯者

だと言われています。刑余者がいかに地域社会で排除されることなく、過ごすことができる方法はないのかなあということで、具体的な事業に取り組んでいます。

これは、日本では一番の犯罪都市は新宿でありますから、新宿をモデルにして今年度から取り組みたいと考えています。新宿の新大久保のところでは、売春が行われたり、覚醒剤の取引が行われたり、犯罪地域ですが、そのような地域を舞台に、刑務所から出てきた人に対してどのような支援ができるか、どのようなやり方が効果的か、地域の方々と新宿の方々が一緒になって今、考えているところです。まだ具体的な取り組みに至っておりませんが、できれば新宿でのモデル的、刑余者に対するモデル的な方法を開発していきたいと考えています。

今年の7月16日に、このようなことで東京でシンポジウムを開催しました。期待した以上に沢山の皆さんにお集まりいただきました。更生保護、刑務所から出た人たちの世話をしているグループと地域福祉の関係者が一緒になって、この問題について考えた歴史上初めての試みでありました。いろいろな人が参加して大変嬉しかったのですが、演歌歌手の千葉紘子さんも全くのボランティアで来てくださり、パネラーとして参加してくれました。

このような具体的な取り組みをしておりますが、それでは、隣保館について、私が何を期待していきたいかということですが、大きく言って3つあります。

7 隣保館活への3つの期待

(1) ソーシャル・インクルージョン施策

1点目、このような「ソーシャル・インクルージョン」に基づくまちづくり事業。具体的にはまだよくわからないという方が多いと思います。まず、「ソーシャル・インクルージョン」の理念をしっかりと押さえることが重要です。「ソーシャル・インクルージョン」というと、ある人は「ノーマライゼーションとどう違うのか」ということを言われます。

「ノーマライゼーション」は、1950年代にデンマークで起こったもので、知的障害者の方々に対して、社会に入れるような、あくまでも条件整備を行う運動です。これは、これなりに障害者行政に大変画期的な変化をもたらしました。しかし、そのデンマークにおいてさえ「ノーマライゼーション」の限界というものが出始めた。そして、今では「ソーシャル・インクルージョン」に基づく施策に取り組まなければならない。

方向的には「ノーマライゼーション」も「ソーシャル・インクルージョン」も同じ方向に向いているわけですが、「ノーマライゼーション」との違いは、排除というマイナスの力に対して、動的なダイナミックな動きをする、むしろ積極的に仲間に入れていくという試みをするのが「ソーシャル・インクルージョン」なんです。「ノーマライゼーション」は、条件だけを整えて待ちの姿勢が主になります。

2番目の違いは、その1つの町で、面というだけでそこにいる住民たちが自ら参加するということに「ソーシャル・インクルージョン」の特色があるのだらうと思います。さらに「ソーシャル・インクルージョン」のまちづくりの中で重要なことは、従来、福祉と言えばお金を支給する、サービスを支給する、例えば、ホームヘルプサービスが代表的でしょうが、そういうものになっていたのではないのでしょうか。勿論、そういうものの重要性を、私は否定をしません、その前に重要なものとして、①仕事、②教育、③住まい等を含めた環境、④生活の創造、この4つをしっかりと整える必要があるのではないのかと思います。

隣保館の実態調査を頂きました。それを読みますと、やはり相談の中で多いのは「就労」と書いてありました。しかし、仕事の中で重要なのは、私は、これまでの就労対策、労働対策というのは雇用政策ではなかったのかなというように思っています。これでは不十分です。むしろ、雇用対策というのはどこかで雇われるという仕事づくりなんです。勿論、それも重要ではありますが、そうではなくて、それとともに自ら仕事をつくっていく、創造していくというのが大切ではないかというように思っています。

① 仕事

私は、この1つのヒントとして、「ソーシャルファーム」という動きに大変関心を持っています。もう既にお聞きいただいているかと思いますが、私は、若干、イギリスかぶれをしておりますけれども、その動きはここ5、6年前からイギリスで起こりました。元々はドイツ、イタリアで起こった運動ですけれども、イギリスに広がり相当成功しているということです。これは何かと言えば、障害者が通常の勤務形態で働いていくという仕事づくりです。知的障害者、精神障害者の方々が、通常の勤務時間、勤務形態、勿論それに伴う収入も同じ、日本円で言えば10万円以上の収入があるようにする、自立できるような収入を得るようにすることが、「ソーシャルファーム」の運動です。

私はこのことに大変強い関心を持ちまして、今年の1月16日に、東京の全国社会福祉協議会の中で、個人的な試みですが英国から3名を招いて、「ソーシャルファーム」について学ばせました。400名の方に参加をいただき、「これ程関心が強いのだな」ということで、大変驚きました。

英国の場合も、例えば、仕事づくりとして街路樹、芝生、古文書の整理、カフェをする、旅館をするといったような障害者向けの仕事を行っています。成功している部分と失敗している部分がありますが、その部分について正直に教えてくれました。日本でも同じように、ヤマト財団が行っている「スワンベーカーリー」というパンづくり。また、「豊芯会」という東京の精神障害者の作業所が行っている弁当の宅配など、一種のソーシャルファームだと思いますけれども、それも一緒になって行っていました。

イギリスと日本、どちらが優れているかなと言えば、日本の方が優れているところもありました。しかし、「ソーシャルファーム」という理念で、障害者といってもひと月1万円のような小規模作業所のような仕事ではなくて、まさに10万以上の通常の給料が貰えるような形で活動をしている、大変強い印象を持ちました。

来年も既に日が決まっておりますが、1月15日、英国から3名招いて、ソーシャルファームのシンポジウムを行う予定にしております。今度は具体的なノウハウについて意見交換をする予定です。場所は、東京で行いたいと考えていますので、関心のある方は、是非、参加していただきたいなと思います。

私も、このようなソーシャルファームづくり、精神障害者のためのソーシャルファームづくり、例えば、野菜づくりやリサイクル事業など、いろいろな人に話しかけ、また、その様なことについても取り組むことは可能だなという感じを持っているわけです。

② 教育

第2の教育については、多言を要しないと思います。私が、かつて見た隣保館では、学習会がよく行われていました。そして、それが地域の小学生・中学生の学力向上に役立った。単に小さい時だけではなくて、生涯教育という観点も重要ではないかと思います。

③ 住まい

第3番目の住まいの問題。これも言うまでもないと思います。さらに住まいというものを含めて、現在、私が仕事をしている環境という面も是非、含めて頂きたい。自然保護、地球温暖化問題、リサイクル、やれることは沢山あるのではないかと思います。

④ 生活の創造

第4番目である生活の創造。これは、何かと言えば、誰もが「単に働き、飯を食い、寝る」というだけではダメで、人間らしい生活というものが、例えば、芸術というものがあると、私は現在、障害者や高齢者のための芸術療法の活動をしておりますけれども、そういうものが今全国に広がっている、このことは大変良いことだと思います。来月の初めには、世田谷の美術館で、自閉症児のための美術展も開かれます。また、特に、障害者の分野になりますが、コミュニケーションというものが重要です。ともすれば、なかなか話せない人であっても、コミュニケーションというものが、人間らしい生活をする意味で不可欠ではないかと思うわけです。

これらが、隣保館に期待する第1の「ソーシャル・インクルージョン」に基づくまちづくり事業、これを是非、これからの隣保館の新しい使命として、いろいろなところで試して欲しいなと思っています。

(2) 人権インタプリターの養成

2点目は、人権インタプリターというものの必要性。人権については、私が冒頭にお話ししましたような、人権の本質、また、留意しなければならないこと、いろいろあります。人権について、皆わかったふりをしていますけれども、かなり奥が深い。本当に理解をして、人々に伝えていく、そういうような人権インタプリターというものが必要ではないかと思います。先ほど司会者から、私は人権文化を育てる会の世話人という形でご紹介を頂きました。今月、10月6日に、東京で人権インタプリターを養成する研修会を行いました。こういう取り組みがもっと広がって、人権インタプリターが全国で沢山生まれてくる、そういうものの一人として、是非、隣保館職員にもなっていただきたいなと思っています。

(3) 人権ソーシャルワーカーの養成

3点目は、人権ソーシャルワーカーになっていただきたいということです。ソーシャルワーカーとは何か。まさに、皆さま方がやっぴらっしゃることです。地域の問題、人々の問題を発見し、それを分析して解決に導く、それがソーシャルワーカーです。

ともすれば、自分たちの解決できる問題だけに限定する、そういうことであってははいけません。あらゆる問題を捉える、それが重要だと思います。そして、それには一定の訓練が必要です。それを行うのがソーシャルワーカーだろうと思います。

今日の隣保館実態調査の中に、こういう表がありました。「相談を受けて解決できない問題がこんなに沢山あった」ということが、棒グラフで示されていました。これは残念でなりません。「解決できない」ということがどういうことかと言えば、おそらく、「それに合う公的な制度がない、仕組みがない」ということで、「解決できない」ということになっていたようです。それではダメなので、解決できないのであれば、「自分たちで解決する手段をつくっていく」、それが成熟をすれば公的な制度に発展していくというのが日本の、世界の社会福祉の歴史だったわけです。もし解決できなければ、「解決できるような工夫をする」というものが、ソーシャルワーカーの使命ではないのかと思います。

この点、大阪府の老人福祉施設の方々の試みには大変感激をいたしました。制度の隙間にあつて解決できない問題を、大阪府の老人福祉施設の方々がお金を出し合つて、そして、職員がコミュニティソーシャルワーカーになって解決していこうと、公的な制度では解決できない問題に対してチャレンジしていこうというのが、2004（平成16）年度から始まった事業です。丁度、私のソーシャル・インクルージョンの考え方を採用していただいたということで、大変嬉しく思っています。

このように、ソーシャルワーカーというのは、このような問題を解決するための人たちのことを言うわけです。その中でも人権問題を解決するのは「人権ソーシャルワーカー」、病院にいるのは「病院ホスピタルソーシャルワーカー」、精神障害者の方々の問題を解決する人は「精神保健福祉士（PSW）」というように、ソーシャルワーカーの上にある、ソーシャルワーカーを基礎にして人権問題を解決する、そのような「人権ソーシャルワーカー」というものが、是非、今日出席されている方々が、そのような訓練、勉強をしてなっていっていただきたいというように思っています。

このように、隣保館に対する3つの私の期待。**1点目**は、ソーシャル・インクルージョンに基づくまちづくり。**2点目**は、人権インタプリターになっていただきたい。**3点目**は、地域における問題を解決するための人権ソーシャルワーカーになっていただきたい。そのような3つの期待を申し上げまして、丁度、時間がまいりましたので、私のお話を終わらせていただきたいと思えます。ご静聴どうもありがとうございました。